

○菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

平成17年 3 月22日

条例第120号

改正 平成19年条例第14号

平成25年条例第29号

平成26年条例第 8 号

平成28年条例第28号

令和 3 年12月28日条例第48号

令和 5 年12月28日条例第30号

(注)平成22年 1 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この条例は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母が、現に20歳未満の児童を扶養している家庭をいう。

- (1) 父母(養父母を含む。以下同じ。)が婚姻を解消し現に婚姻をしていない児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (4) 父又は母から 1 年以上遺棄されている児童
- (5) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第 1 項又は同法第10条の 2 の規定による命令(それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- (6) 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- (7) 父又は母が海外にあるため扶養を受けることができない児童
- (8) 父又は母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童
- (9) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (10) 前号の児童に該当するかどうか明らかでない児童

2 この条例において「児童」とは、前項に掲げる場合を除き18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 この条例において、「ひとり親家庭等」の等とは、父母のない児童が養育されている家庭で、「父母のない児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父母の生死が明らかでない児童
- (3) 父母から遺棄されている児童

4 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

5 この条例において「医療費」とは、疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び社会保険各法に規定する保険給付の対象となる費用(ただし、入院時食事療養費、移送費、家族移送費及び疾病手当金並びに交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費を除く。)をいう。

6 この条例において「一部負担金」とは、国民健康保険法及び社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額(ただし、入院時食事療養費に係る負担額を除く。)をいう。

7 この条例において「附加給付等」とは、社会保険各法の規定による附加給付並びに国民健康保険法及び社会保険各法の規定による高額療養費をいう。

(助成の対象者)

第3条 この条例に定める医療費の助成対象者(以下「助成対象者」という。)は、国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、市内に住所を有するひとり親家庭の父又は母及びその者に扶養されている児童又は父母のない児童とする。

(助成の制限)

第4条 助成対象者及び父母のない児童の養育者が次の各号のいずれかに該当すると

きは、次条の規定にかかわらず、この条例に定める医療費を給付しない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)その他の法令等により、医療費の支給を受けるとき。
- (2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条から第10条までに規定する所得の額以上であるとき。

(助成の額)

第5条 市長は、助成対象者に係る医療費の一部負担金の3分の2に相当する額を助成するものとする。ただし、付加給付等があるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成する。

(受給資格証の交付申請)

第6条 この条例による医療費助成金(以下「助成金」という。)の給付を受けようとする者は、市長に対し、ひとり親家庭等医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)の交付を申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、助成金の給付を受けようとする者が、母子家庭の父又は母及び児童の場合にあっては、当該母子家庭の父又は母が、父母のいない児童にあっては、当該児童又は、児童を扶養する者(以下「受給者」という。)がこれをしなければならない。

(受給資格証の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定により交付の申請があった場合において、この条例による助成金の給付を受ける資格があると認めたときは、受給資格者に対し、別に定めるところにより受給資格証を交付するものとする。

- 2 受給資格の有無について、毎年8月1日現在で確認するものとする。

(助成金の給付)

第8条 助成金の給付は、受給資格証の交付の申請をした日の属する月の翌月から、受給資格を失った日の属する月の末日までに受けた療養について行うものとする。

(受給資格証の提示)

第9条 受給資格者が療養を受ける場合は、医療機関又は指定調剤薬局等に対し、受給資格証を提示しなければならない。

(助成金の請求)

第10条 受給者が、助成金の支給を受けようとするときは、規則の定めるところにより、

市長に対し1ヶ月を単位として請求するものとする。ただし、医療機関又は指定調剤薬局等は、受給者に代わり市長に請求することができる。

- 2 前項の請求は、受給者が保険給付を受けた月の翌月から起算して1年を経過した日以降においては、することができない。

(助成金の支給)

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、助成金の額を決定し、受給者又は保険医療機関等に支給するものとする。

(届出の義務)

第12条 受給資格者は、氏名、住所その他別に定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第13条 市長は、偽りその他の不正行為によって助成金の給付を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、助成金の給付事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を給付した場合において、給付を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償金の支払を受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 この条例による給付を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の菊池市母子家庭医療費の助成に関する条例(平成4年菊池市条例第13号)、七城町母子家庭医療費の助成に関する条例(昭和57年七城町条例第3号)、旭志村母子家庭等医療費助成に関する条例(昭和57年旭志村

条例第11号)又は泗水町母子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和57年泗水町条例第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年条例第14号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成26年1月1日から適用する。

附 則(平成28年条例第28号)

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第30号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。